

地域アドボケーター(地域相談支援員)の選任について

【条例の規定(地域相談支援員)】

第9条 知事は、障害者が相談する際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができる

■地域アドボケーターの役割

差別を受けていても気づかない、または声があげられない障害者に寄り添い、相談内容を代弁(サポート)するなど、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う。

■相談・活動実績

1. 相談件数

令和元年度(令和元年10月1日設置～令和2年3月31日)

県が受け付けた相談件数 58件のうち 「地域アドボケーター」 11件(19.0%)

※「本人・当事者団体」 31件に次ぐ2番目の多さ

令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

県が受け付けた相談件数 88件のうち 「地域アドボケーター」 17件(19.3%)

※「本人・当事者団体」 35件に次ぐ2番目の多さ

2. その他活動状況

(1) 地域アドボケーター研修会

目的:地域アドボケーターのスキルアップを図るとともに相互の連携を深めるため開催。

令和元年11月5日

・講演(障害者差別解消法および滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について
NPO法人 DPI 日本会議副議長 尾上浩二氏)

・地域アドボケーターとしての活動についての意見交換

令和2年11月9日(市町担当者合同研修会として開催)

・講演(障害者の権利擁護と相談対応について 西宮市社協常務理事 清水明彦氏)

・地域アドボケーター活動報告

(2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会

目的:障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、福祉圏域ごとの情報交換会を実施。

令和元年11月

令和2年7～8月

7福祉圏域ごとに市町担当職員、地域アドボケーター、県担当者および障害者差別解消相談員で実施。

(3) 地域アドボケーター個別ヒアリング

目的:各地域アドボケーターへの個別ヒアリングを実施し、その活動状況や課題等を共有。

令和3年1～3月

障害者差別解消相談員が 25 名の地域アドボケーターへの聞き取りを実施(別紙概要)

■求められる要件

- ・障害者の差別解消に関して熱意と識見を有すること
 - ・障害者支援を業としている、障害者を支援している、または障害者に接する機会があること
 - ・傾聴など相談の基本的スキルを有していること
- ※社会福祉士等の国家資格などは求めない

■具体的な業務

- ・日ごろの業務や活動の中で、気づいた障害者差別に関して相談を受け、障害者差別解消相談員につなぐ。また、差別以外の相談を受けた場合には、内容に応じて関係機関につなぐ
- ・県が実施する地域アドボケーターの情報交換会(年2回程度)への出席
- ・県の実施する障害の社会モデル研修や講演会等への出席
- ・守秘義務の遵守

■身分

- ・県からの委託を受けて上記業務を行う民間の協力者で期間は2年
- ・ボランティアとしての位置づけであるが、活動に係る経費等(電話代や移動費等)の補填という位置づけで月 4,000 円を費用弁償

■具体的に想定される人材例

- ・身体障害者／知的障害者／精神障害者の相談員
 - ・民生委員・児童委員
 - ・相談支援センター／権利擁護センターの職員
 - ・上記業務を経験した者
- など

■選任方法

- ・市町や地域障害者自立支援協議会からの推薦を受けて県が委託。
→各圏域に複数名配置し、全県で30名程度

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 相談・解決の仕組みイメージ図

相 談 者

※ 障害者等（障害者、家族、支援者）だけではなく、事業者等からの相談にも対応

地域アドボケーター（地域相談支援員）

福祉圏域ごとに複数名配置（全県で30名程度）

差別に気づかない、差別を受けても声のあげられない障害者に寄り添い、相談員につなぐ

①相談

②助言・調整、
調査、意見聴取

③知事へあっせん
の申し立て

相談に応じ、解決
に向けた助言・調
整等を行う
市町の相談窓口等
との連携

障害者差別解消相談員（専門的・広域的な相談窓口）

※県庁内に2名配置

市町の
相談窓口・機関

既存の
相談窓口・機関・事業所

②必要に応じ
助言

④調査、
あっせん案の提示

既存の機関

行政 障害福祉課、各県保健所、子ども家庭相談センター、精神保健福祉センター（知的障害者更生相談所）、リハビテーションセンター（身体障害者更生相談所）

委託先 滋賀県権利擁護センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、精神障害者地域生活支援センター、難病相談・支援センター、障害者社会参加推進センター、障害者生活支援センター、障害者働き・暮らし応援センター

指定管理先 障害者福祉センター、聴覚障害者センター、視覚障害者センター

相談機関の
調整を経て
もなお解決
しない場合
にあっせん
案の提示

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会
※知事の附属機関

- ①委員会を知事の附属機関として位置づけ、委員は障害者、学識経験を有する者等で知事が委嘱した者20名以内で構成
- ②障害者差別解消の推進等に関する事項の調査審議や、相談員への助言・監督、相談で解決しない場合のあっせん案の提示等を行う
- ③あっせんについては、委員会委員の一部と専門委員（専門の事項を調査・審議する必要があるときに設置）で構成する部会が行う
- ④委員会は障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会（H28.8設置）の機能を併せて有する

⑦公表

勧告によっても
解決しない場合



⑥勧告

あっせんによっても
解決しない場合

知事

⑤勧告の求め